

RoHS指令申告の承認基準

重要 – このガイドラインは、情報の提供を目的としたものであり、法的助言を構成するものではありません。このガイドは、サプライチェーン内での「RoHS指令」2011/65/EUおよび欧州委員会委任指令 (Commission Delegated Directive (EU) 2015/863) への準拠を開示するためのインバウンド宣言をレビューするためのAssentの標準チェックリストを提供していますが、適合宣言書 (Declaration of Conformity: 「DoC」) の要件とはまた異なります。適合宣言書DoCガイダンスは、RoHS指令の附属書VIIに記載されています。

1. 会社のロゴやレターヘッドを挿入します。
申告/証明書が正式な会社のリリースであることを示す必要があります。
2. 適切なRoHS指令の法的参照を含みます。
実際の立法タイトル: 欧州議会および2011年6月8日の理事会の指令2011/65/EU、および2015年3月31日の欧州委員会委任指令 (EU) 2015/863、特定の有害物質の使用制限電気電子機器(「RoHS指令」)が宣言に表示されます。
 - a. その他の許容される参考文献:
 - i. 指令2011/65 / EUおよび (EU) 2015/863。
 - ii. EU指令2011/65 / EUおよび (EU) 2015/863。
 - iii. RoHS指令2011/65 / EUおよび (EU) 2015/863。
3. 申告の対象となっている部品または製品への固有の参照が含まれています。
4. コンプライアンスステータスを宣言します。
 - a. 閾値以上の物質が含有されていないことを示します。
 - b. 閾値を超える物質が含有されていることを示します。
 - i. 部品または製品ごとに含有される不適合な物質を特定する必要があります。
 - c. 免除された閾値を超える物質が含まれていることを示しています。
 - i. 免除と、部品または製品ごとの物質を特定する必要があります。
5. 免除の申告(該当する場合)
製品の一部がRoHS指令附属書IIIまたは附属書IVで特定された免除に該当する場合、それらは免除を使用して部品または製品ごとに開示されなければなりません。

6. 適切な権限のある代表者が署名しなければなりません。
 - a. 代表者の氏名、連絡先、および役職を記載する必要があります。
 - b. 申告書を発行する会社の社員でなければなりません。
 - c. 役職は、コンプライアンス状況を説明するのに十分な材料または製品に対する知識があること、および会社での年功序列を示す必要があります。
 - i. 例: エンジニアリング、品質、材料、コンプライアンスマネージャー

7. 参照日

次の場合を除き、申告書は2年以内のものを提出してください

- a. 申告に適用されている免除ステータスに変更があった場合。
- b. RoHS指令に新しい物質が追加された場合。
- c. 申告者の業界が、この申告の対象となる部品の製造において材料を変更することが多い場合は、材料の変更に応じて更新する必要があります。